

有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者1者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1. 指名停止業者及び措置の内容

大林道路株式会社

期間：令和7年2月14日～令和7年3月13日（1ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

2. 指名停止の理由

大林道路株式会社は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、令和6年12月20日、関東地方整備局から監督処分（指示）を受けた。

当該事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成9年5月30日付け官会第1242号）の別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。